

コロナ禍を市民のチカラで生き抜くために

「コロナ危機下での医療・公衆衛生体制と 「新自由主義」

飯島 滋明

1 憲法25条で要求される「医療制度」 「公衆衛生」体制

憲法25条1項では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記されている。どんなに本人が勤勉で能力があっても、資本主義社会の下では景気悪化や疾病等により、十分な収入を得る仕事に就けず、自力で生活できない状況が生じることがある。こうした場合、「自己責任」として放置するのではなく、当該個人の生命や健康の保障を国の役割としたのが憲法25条1項の意味内容となる。そして「健康で文化的な生活」を保障するため、憲法25条2項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされている。25条2項からすれば、充実した「医療体制」や「介護制度」

の整備、感染症対策は国の役割となる。

2 「新自由主義」に基づく医療制度・ 感染症対策の削減

しかし自民党政権は長期にわたり、市場原理を重視し、医療や福祉、教育や介護などの予算を削減する「新自由主義」的立場から、医療費の削減を続けてきた。1982年以降、自民党政権は「医療費削減政策」をとり続けてきた。その最たる政策が「医師抑制政策」である。1982年9月、政府は「医師数を削減する」との閣議決定をおこなった。1983年、厚生省保険局長である吉村仁氏が「医療費亡国論」を唱え、1987年には医学部への入学人数が制限された。1997年6月3日、「大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ、引き続き、医学定員の削減に取り組む」との閣議決定がなされた。とりわけ小

泉政権、安倍晋三幹事長の下では医療費削減政策が加速され、2002年、2004年、2006年と3回にわたり診療報酬が削減された。2004年12月16日、日本看護協会は小泉首相や安倍自民党幹事長（肩書は当時）に対して「医療経済実態調査（速報値）の結果をみても厳しい医療機関経営の実態が明らかになっており、これ以上の診療報酬のマイナス改定は、看護職員の人員配置や労働条件、安全・安心で質の高い医療・看護の提供に悪影響を及ぼしかねないことから、次期診療報酬の改定に当たっては、マイナス改定は断じて行わない」という緊急要望書を提出した。しかし聞き入れられなかった。医師数が抑制されてきたこと、医療機関の報酬である診療報酬が引き下げられたことにより、医療機関の経営は悪化した。その結果、「医師不足」が問題となり、「医療関係者の労働条件が悪化した。医師不足や医療関係者の労働条件の悪化は私たちの医療の質にも大きな影響を及ぼす。「患者取り違い事件」として問題となった「横浜市大病院事件」では、当直明けの看護師が1人で2人の患者を手術室まで運んでいたように、医療過誤の1因として医療関係者の労働状況が挙げられる事例もある。医師不足により妊婦の死亡や死産が相次ぐなど、「患者たらいまわし」が

社会問題となった。麻酔科医不足のために手術を延期する状況が日常的に生じ、がんの手術でも数週間待ちはあたりまえになった。医療費削減政策のため、患者の自己負担額も増加してきた。

3 第2次安倍自公政権下でも進行する「新自由主義的」医療費要請政策

第1次安倍政権、その後の福田内閣、麻生内閣でも「医療崩壊」「医師不足」「患者たらいまわし」などの事態がメディアでも取り上げられ、社会問題化した。しかし第2次安倍自公政権も新自由主義的医療政策を遂行した。財政難から医療機関の効率化を進め、病院の統廃合、病床を削減してきたイタリヤは、コロナ感染拡大を受けて医療崩壊状態に陥った。日本も「他人ごと」ではない。1998年に9060床あった感染病床は2020年度には1869床にまで減少した。1994年には847カ所存在した保健所は2020年には469カ所に削減された。保健所も予算が削減されたために人員を減らさざるを得ない状況が生じた。2019年9月、厚生労働省は全国424の病院の再編統合を求めた。こうした医療費削減を続ける安倍自公政権下でコロナ危機は襲いかかった。PCR検査数を増加できない一因は、新自由主義に基づ

く医療費削減の結果、医療機関の統廃合や病床数の削減にある。コロナ感染により医師や看護師はさらに激務になり、感染の危険性が増した。にもかかわらず医療機関の経営は悪化し、医師や看護師への給料やボーナスの削減、不支給などの事態が生じた。

4 いのちやくらしを守る政治のために私たちがなすべきこと

米軍準機関紙『星条旗』2020年4月2日付で、タカ派と目されているマックス・ブート氏は、最近のアメリカへの脅威となった2008年のリーマン・ショック、2016年のアメリカ大統領選挙へのロシアの介入、地球温暖化、コロナ感染に対して軍事力は役に立たないこと、「私たちに必要なのはN95マスクであって、F35戦闘機ではない」と主張した。フランスではマクロン大統領が2020年3月12日のテレビ演説で「この感染拡大が明らかにした」と、それは市場原理の外に置かれなければならない物品や役務があることであると発言した。医療や公衆衛生への財政支出を削減させてきた「新自由主義」的政策が、コロナ感染拡大に十分かつ迅速に対応できない状況を生み出した。いのちやくらしを守るためには新自由主義的政策からの転換

が求められる。

ところが首相となった菅氏はどうか。菅氏は出馬表明時から「自助・共助・公助、公助」という発言を繰り返してきた。いまはとりわけコロナ感染や度重なる自然災害のため、「自助」や「共助」の努力をしても生活が困難な状況にある人が少なくない。こうした段階で求められるのがまさに国や自治体による「公助」、医療体制や公衆衛生体制の拡充である。にもかかわらず、菅首相は「自助・共助・公助、絆」だという。コロナ危機や自然災害の復興がなされていない中で市民に「自助」を求めること自体、市民の大変な状況を適切に把握していない証拠である。さらには、いのちやくらしを守る政府の役割を果たさないと宣言したに等しい。その一方、軍事費を拡大させる政治、拳句の果てには、世界中での自衛隊の武力行使を憲法上の任務とすることになる。自衛隊明記の憲法改正を、菅氏は口にした。2020年9月末、2021年度予算の概算要求で防衛省は、過去最大の5兆4千億円を超える防衛費を計上する方針を固めた。私たちが平穏な生活を送れるかどうかは、私たちが政治にどう関わるかで決まる。「苦労人」「パンケーキ好き」「令和おじさん」という、作られた美談に欺かれてはならない。ネットで「地獄」「悪夢」と称される「安

倍自公政権の政治」を継承するという菅氏、「自助・共助・公助」と発言すること、いのちやくらしを守る役割に消極的な態度を示す菅首相の実態をひろく市民に周知させる取り組みが求められる。そして、いのちやくらしを守らない政治に対しては、選

挙や集会、デモなどを通じて主権者意志を示す必要がある。

(いじま・しげあき／名古屋学院大学、憲法・平和学・医事法)

子どもの権利確保とPCR検査の抜本的拡充を求め る市民の行動から

吉野 信次

子どもたちへの虐待・拷問が始まった！

安倍首相が、文科省等の反対を押し切って学校等の一斉休校を打ち出した2月下旬、私たちも新型コロナ対策で行動する時が来ると考えていた。この私たちとは、31年前から月刊ミニコミ誌『たんぽぽ』(12ページ建て)発行の編集部と、23年前から活動している「市民自治をめざす1000人の会」である。この両者に共通している理念は、「市民自治」であり、自分たちが住むまちを「他人ごと」ではなく「自分ごと」としてとらえ、まちをウォッチングし、論議を重ねて政策提案を行政や市議会にしてきた団体である。各種市民運動との連携も

かなり進んでいる。

一斉休校が始まったら、すぐに放課後児童クラブに關係している市民たちから、子どもたちが一日中、狭い部屋(学校の一教室)に50人ほど座らされて話もできず、遊びもできず、虐待状態に置かれているとの通報を受けた。そうした通報は、1カ所にとどまらず、どのクラブでも共通していた状況で、三密どころか超密状況に置かれていた。指導員たちはどうしているのだろうか？と心配になったが、まずは事態を把握しようとして連絡を取り合った。緊急の相談会を開催し、実態の把握と松戸市長に提出する8項目の『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした学校の一斉休校と公

共施設の一斉使用制限の弾力的運用などを求める緊急要請』をまとめた。

3月6日には、緊急行動として市長への要請行動を実現した。賛同団体・市民有志は多くいたが、緊急行動には12名の市民が参加し、感染症対策本部の2名の職員と1時間にわたって実態の訴えと改善を求める提案をした。

子どもたちへの対応を把握していなかった職員もびっくりしながら聞いてくれた。校長が理解ある学校では、校庭や体育館を利用できるところもあったが、多くのクラブは利用できなかったのである。参加した12名全員が、必死の訴えをした。虐待・拷問状態に追い込んだ大人の責任を実感していたからであろう。この緊急行動後、事態はすぐに改善された。

長期化する休校の中で、 保護者に丸投げの市教委

学校の一斉休校は、3月2日から始まり、緊急事態宣言の延長で5月末日まで継続された。この間、卒業式や修了式はまともに行なえず、始業式や入学式は実施もできなかった。前代未聞の長期にわたる休校によって、公教育から放置された子どもたちは、どのような生活を余儀なくされているのか。何が問題として浮上しているのか。